

平成18年7月

# 逗子市教育委員会定例会

平成18年7月28日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

平成18年7月28日逗子市教育委員会7月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

### ◎ 出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	吉 崎 久 治
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 担 当 部 長 (文化・教育ゾーン担当)	森 本 博 和
教 育 部 次 長	嶋 六 三
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
教 育 総 務 課 長	草 柳 清
学 校 教 育 課 長	倉 地 正 行
学 校 教 育 課 主 幹	柳 原 正 廣
生 涯 学 習 課 主 幹 (文化財保護担当)	竹 内 敏 春
沼 間 公 民 館 長	成 田 恒 二
図 書 館 長	川 上 喜 久 夫
文 化 プ ラ ザ ホール 主 幹 ( (仮称) 生涯学習棟担当)	小 俣 雄 司
事 務 局	
教 育 総 務 課 課 長 補 佐	永 島 重 昭
教 育 総 務 課 副 主 幹	
庶 務 係 長 事 務 取 扱	館 兼 好

◎ 開会時刻 午後 2 時 0 3 分

◎ 閉会時刻 午後 2 時 5 2 分

◎ 会議録署名委員決定 五十嵐委員、吉崎委員

○小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の方をお願い申し上げます。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただくことがありますので、御承知おきください。

○小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年逗子市教育委員会7月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、吉委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「6月定例会会議録の承認について」

○小島委員長

日程第1「6月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、6月定例会会議録は承認をいたします。

村松委員、五十嵐委員、会議録に御署名をお願いします。

◎日程第2「教育長報告事項」

○小島委員長

続きまして、日程第2「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

○村上教育長

初めに、7月1日付で人事異動がございましたので、教育委員会の幹部職員の御紹介をいたします。沼間公民館長の成田恒二さんです。

○成田沼間公民館長

7月1日付をもちまして沼間公民館長を拝命いたしました成田です。どうぞよろしくお願

いします。

### ○村上教育長

よろしくお願ひいたします。では座って報告させていただきます。今回、会議は2つございました。平成18年度三浦半島地区教育長協議会総会、7月10日、三浦市青少年会館でございました。この会議は、教育行政上の総合連絡と情報交換ということ、効果を推進するための協議会として毎年開催されております。三浦半島地区教育長協議会ですから、三浦半島のみということで、この会の昨今のかかわりは、教職員交流人事が一番の大きいことです。会議では昨年度、本年度の事業についてと、人工芝のサッカー場が三浦にできまして、三浦スポーツ公園の視察をしてまいりました。

それが1点と、2点目の会議については、神奈川県市町村教育長会連合会第1回幹事会でございます。7月11日、海老名でございました。この会議は、県内すべての教育委員会の教育長で構成されるもので、逗子市がその幹事となっております。その関係上、出席いたしました。議題の主なものは、役員辞令、茅ヶ崎の渡辺教育長が退任いたしましたので、その後任会長の互選ということで、それから昨年度・本年度の事業計画と予算ということでございました。また、例年8月に連合会にも関係ございますが、神奈川県教育委員会に提出する各市町村の教育委員会の要望事項、要望書、そのとりまとめと最終確認をいたしました。これは8月7日に会長さんが県の教育委員会に提出するというところでございます。あわせて来年度の各団体から各教育委員会への補助金要望というもののとりまとめたものが配付されました。会議については以上でございます。

続きまして、4月より夏休み前までの期間の市内小・中学校の様子をいくつかお話しさせていただきます。まず1つは、年度当初、私が示した校長をリーダーとした自主性と自立性をもった組織の強化について、現在小・中学校、全員の校長さんから提案を出していただいております。これをもとに夏休み中、各校長は目指す学校づくりについて、私とじかに話し合い、学校も校長さんが目指す学校づくりの計画を推進し、それを進める上で私ども教育委員会はどのような支援が必要かということについて話を聞きたい。それについて、その後また私どもは教育委員会としてどういうふうな支援をしていくのかということを考えてまいりたい。また今年度より組織強化の具体化を図るために、校長会議の中で各校長一人ひとりが経営の具体の話をしてもらうことで進めております。小・中学校1名ずつが終わりまして、両校長が本年度各学校に配置された総括教諭を柱として、組織づくりについて取り組んでいるお話がありました。今年度、新たに導入された総括教諭は、学校教育の充実と健全な心と体

の育成など、組織的に解決したり、取り組みの充実を図ったり、また一人ひとりの教員が職能性を高め、具体的な場面できめ細かな、的確な指導が求められるところであり、これからの人材育成を進める上にも学校組織の中での仕事を明確化させ、職責をはっきりさせて、学校づくりするという点では、とても大事なことで、ここ1～2年で最重要課題として私も考えております。ついては、このことについて、各校長にもしっかりと認識していただいているようで、それをもとにした、基軸にした組織づくりに励んでいただいていることに、非常に心強く思っております。

2つ目については、本年度市内小・中学校は2学期制で動いております。2学期制の評価について、2学期制になりますと、3学期制より通知表の評価期間が長くなります。ついては、保護者の一つの不安でもありましたので、従来の通知表にかわる夏休みまでの評価をどう保護者に伝えていくか。そういうことが学校の取り組みとしての重要課題としてございます。小学校においては、保護者との個人面談で4月から夏休み前までの期間の生活上のこと、学習についての結果を、経過資料をもとに口頭説明しております。中学校においては、学校にもよりますが、3年生で仮評定を既に出しております。それで、出していない学校も出している学校も個別の面談を実施しております。また、夏季休業期間中、昨年同様、3中学校の基礎・基本の補習及び発展的な個に応じた指導ということで、補習を前半やったり、後半やってまた前半・後半やるということで、個に応じた指導の充実を図っております。2学期制になって、夏休みが終わりますと、中学校ではすぐ前期の期末試験がございます。ですので、この夏休みは遊んでばかりいられないというふうなことになります。8月の半ばから後半に入りますと、中学校の方はもう体育祭に向けてダンスの練習。それから諸準備、大きなスローガンを含めた絵を描いておりますので、その取り組みということで、中学生は忙しい毎日を送ることになります。

また最後に、昨日より明日まで中学校では部活動の県大会が行われております。種目によっては市内の学校も出場しております。ちなみに、これで敗退すると必然的に3年生は部活動引退ということで、既にもう敗退した子供さんたちは部活動を退部しました。部活の方はこの後、1・2年生は、秋の新人戦に向けてスタートが始まるということです。大変学校の中は休みといえどもいろいろなエネルギーが交錯しております。そういう状況であります。以上報告します。

議会の状況を担当部長お願いいたします。

○森本教育部担当部長

続きまして、市議会の開催状況について御報告させていただきます。6月の定例会において御報告させていただきましたように、市議会第2回定例会は6月23日に開会したところですが、第2回定例会の最終日、23日の本会議において、閉会中、教育民生常任委員会を開催し、文化・教育ゾーン整備事業の全般に関する調査を行う申し出がなされたことから、7月13日10時から教育民生常任委員会が開催されました。この調査については、文化・教育ゾーン整備事業第2期工事、生涯学習棟建設工事に係る旧建物の杭の撤去を進めるための予算を計上した平成18年度一般会計補正予算の専決処分が不承認とされ、6月20日の一般質問の答弁を受け、改めて文化・教育ゾーン整備事業の全般について教育民生常任委員会において調査をすることとなったものです。この補正予算の専決処分が不承認とされた主な理由としては、生涯学習棟建設工事の2度にわたる入札不調を受け、3度目の発注に際し、旧建物の杭の撤去数が不明確であることから、当該工事を仕様から外したことを議会に十分説明しなかったこと、また杭の数が明確になった時点で受注業者である大成建設株式会社と随意契約で杭の撤去工事契約を締結しましたが、その時点では受注業者である大成建設株式会社は指名停止であったことなどを理由として、不承認とされたものです。

そこで、7月13日の教育民生常任委員会における主な質疑内容について申し上げます、なぜ必ず必要となる杭の撤去工事を仕様から抜いて入札を行ったのか。指名停止となっている業者になぜ発注をしたのか。二段階発注ではないか。いつから随意契約することを考えていたのか。などの質問に対し、旧建物の杭撤去数が不明確であったことから、当該工事を仕様から外し、杭の数が明確になった時点で発注することとしていた。また、工期が定められた中で、入札する時間的余裕がなかったこと。同一現場に他の業者が入り、現場でも取り合いが生ずる可能性があること。また近接工事で工事が低廉になることからの理由から、本市指名停止取扱基準のただし書きの規定「災害またはその他やむを得ない理由」と判断し、随意契約にしたこと。さらに補助交付手続、杭の撤去数が不明確であったことなどにより、工事推進を図る上で仕様から外さざるを得なかったことなどの答弁を行っております。質疑は午後5時まで行われましたが、これら質疑の内容を中間報告としてとりまとめ、次の市議会定例会において報告することで教育民生常任委員会は閉会となりました。

以上、雑駁ではありますが、市議会の開催状況について御報告させていただきます。

#### ○小島委員長

ありがとうございました。それでは教育長のさまざまな御報告と担当部長によります市議会に関する御報告について、御質疑、御意見ございますでしょうか。

○村松委員

教育長、これ、各学習の教科という、補充教科と言ってましたね。どんな教科やってるんですか。

○村上教育長

教科は、数学、国語、英語を中心として。

○村松委員

全員。

○村上教育長

これは部活の関係もありますので、全員とはいきません。ただし、私が校長のときも、積極的に、支障がない限りについては、子供に逆に出席したら、参加したらという働きかけを家庭にも保護者にも。

○村松委員

レベル関係なしでやってるわけですね。

○村上教育長

そうですね。私が去年の場合は、英検、数検をとり、クラス分けしましたので、1年生から3年生までぐちゃぐちゃです。Bコース、Bクラスというのは、英検の2級程度のもの、あるいはCクラスの場合は英検の3級。ですから、3年生がいたり2年生がいたり、そういう。

○村松委員

じゃあ、ぐちゃぐちゃに1，2，3関係なくやっておられる。

○村上教育長

コースづくりをしましたけれども、ほかのところはまた違う工夫をしていました。ただ、なかなか平素、補習を沼間中学校は1週間に1回やっていましたが、なかなか時間がとれないというのが正直なところですので、機会をつかまえてということで、どこでやれるか、やれるところはみんなやろうと、そのような感じです。

○村松委員

まあ、いいことですよね。

○小島委員長

ほかにかがでしょうか。

○五十嵐委員



2期制に移行するというところで、いろいろ文部省の方からも御意見があったり御要望があったりする中でもそうだと思うんですが、小学校の方は大体個人面談で統一した形での対応というふうに今、承ったと思うんですが、中学校の方でもばらつきについては、それぞれの学校の特色ととらえていいわけでしょうか。

#### ○村上教育長

特色と言えば特色なんですけれども、ひとりひとりの学力の状況とか、生活等の様子を保護者に伝えることは学校の説明責任ととらえています。そういうことで、それぞれの特徴そのものは学校で作るものであり、具現化するため研究と絡めたり、学校の経営と絡めたり、さまざまところで取り組んでおります。学校の特色づくりは全体的な学校の実態、子供の実態と、その学校の学力の向上などは、最終的には校長さんの経営方針というところにつながっていくのかなというふうにとらえています。

#### ○五十嵐委員

あえて統一した形での2期制への移行の方策ではなく、学校ごとの課題に任せるんだよという方針が今の状態で、これからもそういう方針でいくというふうに考えてよろしいですか。

#### ○村上教育長

教育課程の編成というのは、学校長にありまして、編成の仕方あるいは特色の出し方というのは、それぞれ学校でさまざまな教育課程の組み方、特色の出し方から展開されているものですから、最大公約的に市として管理規則等で定めなければいけないもののほかについては、やはり校長を始め主体的な学校づくりの中でやってもらって構わないんじゃないかなというふうに考えております。ちなみに、私の場合は学校で言うと、例えばさまざまな学習はあるだろうけれども、とにかく基礎・基本がなってないと。まずそのところから言うと、いわゆるドリル的な基礎・基本の必習、例えば読み、書き、そろばんをとにかく力を入れようという学校でもあれば、また違うふうに考える学校もありますので、その辺は各学校によって実態をしっかりと把握して、そのもとでやっていただいているということで、私ども把握をいたします。

#### ○村松委員

一番学校の悩みって何ですか。例えば教育委員会にこういうことをしてほしいと、そういうものってないですか。

#### ○村上教育長

教育委員会にですか。

○村松委員

教育委員会に。要請というのではないですか、特に。今のところうまくいっている。

○村上教育長

とにかく要求とか、要求事項はたくさんあると思うんですが、こういう時代ですから、人をつけてほしいとか何か物を買ってほしいとかと、そういうことは実現しないと思います。各学校長とも話しする中では、いわゆるもう知恵だと。ですから、ある中でどういうふうにしていくか。例えば教育支援であれば、うちの指導主事はもう総じてどんな場面でも、できる限りは行って授業を見る、あるいはそこで支援するとか、そういうことのできる限りはやりますよと言っておりますし、何ができるかとお互いに知恵を出しましょう。市単で教員を確保するとか、そういうのも各自治体ともなくなってきました。予算も教育予算も校長にもお話ししたのですが、結構逼迫しているということ。うちだけの問題じゃないような気がします。

○小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

○五十嵐委員

議会報告についての質問なんですが、杭の件で、たしか教育委員会の説明としては、杭が出てきてしまったという説明であったと思うんですけれども、今日の説明では杭の数が不明確だったという御説明でした。質問というか、お願いなんですが、同じような説明の仕方でも、ぜひ教育委員会の方にもお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小島委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

では、特にほかになければ、教育長報告事項について終わります。

◎日程第3「報告第15号教育委員会職員の人事について」

○小島委員長

日程第3「報告第15号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

○草柳教育総務課長

それでは、報告第15号教育委員会職員の人事異動につきまして御報告申し上げます。人事異動新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

平成18年7月10日付をもちまして実施いたしました教育委員会職員の人事につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第5条第1項第1号の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたものでございます。同条第2項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますか。

特にございませんか。では、御報告を承ったということで、報告第15号について終わりにします。

#### ◎日程第4「報告第16号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」

○小島委員長

日程第4「報告第16号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」を議題いたします。事務局より御報告をお願いいたします。

○草柳教育総務課長

報告第16号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正につきまして御報告申し上げます。逗子市教育委員会の所管に係る逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理により行いました。同条第2項の規定に基づきまして御報告をいたしまして、承認をお願いするものでございます。

今回の改正理由につきましては、文化プラザホール主幹（（仮称）生涯学習棟担当）及び生涯学習課主幹（文化財保護担当）につきましては、就任当初から起案をもちまして課長職の決裁をしていたところでございます。昨今、おのおのの事業拡大に伴いまして、職務の明文化をさせていただくため、別紙資料の新旧対照条文のとおり改正をするものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○小島委員長

ありがとうございます。本件につきまして御質疑、御意見ありませんか。

○村松委員

これ、12条というのは、どこにあるんですか。12条の、特に12条の規定はどこかに書いてある。

○小島委員長

ここにはございません。読み上げていただければありがたいと思います。

○村松委員

12条をちょっと、どういう条文になっているのか。

○草柳教育総務課長

12条につきましては、ここは要するに課長という決裁の名称があるところです。

○村松委員

課長の規定ですね、課長をもって。

○草柳教育総務課長

そうです。課長という決裁の規定でございます。そこに該当するということでございます。

○小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

一応主要な部分、読み上げていただけますか。

○草柳教育総務課長

それでは、12条の部分について、課長は上司の命を受けて課の事務を所掌し、所属職員を指揮監督すると。要するに、このところに該当すると、権限を持たせるということでございます。

○小島委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

では、特にないようですので、本件について承認するという事によろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定をいたしました。

## ◎日程第5「議案第9号教科用図書の採択について」

○小島委員長

では、日程第5「議案第9号教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

○倉地学校教育課長

それではお願いいたします。日程第5議案第9号教科用図書の採択について御説明を申し上げます。

これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条並びに同施行令第14条の規定によりまして、平成19年度に逗子市立小・中学校で使用する教科用図書につきまして、別紙のとおり採択願いたく御提案するものでございます。議案第9号資料をあわせてごらんください。

少し詳しく説明をいたしますと、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条によりまして、同一の教科用図書を採択する期間は4年間でありまして、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することになっております。つまり、4年間は同じ教科書を使用しますが、毎年一つ一つ採択しなさいということでございます。したがって、平成16年度に採択されました小学校の教科用図書は、平成17年度、18年度、19年度、20年度も同一の教科書を継続して採択をいたします。また、平成17年度、昨年度に採択されました中学校の教科用図書は、平成18年度、19年度、20年度、21年度も同一の教科書を継続して採択いたします。

以上の理由から、本日は既に昨年度より小学校で使用しております別紙の教科用図書につきまして、また本年度より中学校で使用しております別紙の教科用図書につきまして、継続して使用する決定を1種目ずつ図っていただきたく、お願い申し上げます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

**○小島委員長**

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして何か御質疑、御意見などありませんでしょうか。

**○村松委員**

これ、新聞にも出ていますけれども、結構校正ミスとか、いろいろありましたね。これ、全部直したわけですか。

**○倉地学校教育課長**

まず、文科の方でございますが、本年度につきましては各教科用図書を供給している会社につきまして、教科書の誤りをチェックして、10月末日をもちまして訂正申請報告を義務としております。その関係で、まずその部分については、文科の方が本年10月までと。それから本市につきましては、4月から中学校の方で新しい教科書を使っておりますので、7月上旬に調査をかけましたところ、特段の大きな問題点がないということで、各学校からの報告を受けております。以上でございます。

**○小島委員長**

ほかにございますでしょうか。

では、特にないようですので、これより各教科用図書ごとに採択をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 全 員 異 議 な し )

では、御異議がないようですので、これより採択いたします。

まず、小学校からまいります。小学校「国語」につきまして、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定をしてよろしいでしょうか。これは挙手でさせていただきたいと思いますが、よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

よろしいですか。では、全委員一致で東京書籍株式会社の「国語」に決定をいたしました。続きまして、小学校「書写」について、同じく東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

よろしいですか。全委員一致で東京書籍株式会社「書写」に決定をいたしました。

続きまして、小学校「社会」につきまして、教育出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で教育出版株式会社の「社会」に決定をいたしました。

次に、小学校「地図」につきまして、株式会社帝国書院の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で株式会社帝国書院の「地図」に決定をいたしました。

続きまして、小学校「算数」につきましてですが、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「算数」に決定をいたしました。

続きまして、小学校「理科」についてですけれども、教育出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全会一致で教育出版株式会社の「理科」に決定をいたしました。

続きまして、小学校「生活」ですけれども、教育出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で教育出版株式会社の「生活」に決定をいたしました。

続きまして、小学校「音楽」ですけれども、教育出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で教育出版株式会社の「音楽」に決定をいたしました。

続きまして、小学校「図画工作」ですけれども、開隆堂出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で開隆堂出版株式会社の「図画工作」に決定をいたしました。

続きまして、小学校「家庭」につきまして、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「家庭」に決定をいたしました。

小学校、最後になりますが、「保健」につきまして、株式会社学習研究社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で株式会社学習研究社の「保健」に決定をいたしました。

続きまして中学校にまいりますが、中学校「国語」につきまして、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「国語」に決定をいたしました。

次に、中学校「書写」ですけれども、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「書写」に決定をいたしました。

続きまして、中学校「地理」ですが、株式会社帝国書院の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で株式会社帝国書院の「地理」に決定をいたしました。

続きまして、中学校「地図」につきまして、株式会社帝国書院の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で株式会社帝国書院の「地図」に決定をいたしました。

続きまして、中学校「歴史」ですが、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「歴史」に決定をいたしました。

続きまして、中学校「公民」ですけれども、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「公民」に決定をいたしました。

次に、中学校「数学」につきまして、学校図書株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で学校図書株式会社の「数学」に決定をいたしました。

次に、中学校「理科第一分野」ですけれども、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「理科第一分野」に決定をいたしました。

次に、中学校「理科第二分野」ですけれども、同じく東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「理科第二分野」に決定をいたしました。

次に、中学校「音楽一般」について、教育出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で教育出版株式会社の「音楽一般」に決定をいたしました。



次に、中学校「音楽器楽」につきまして、教育出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で教育出版株式会社の「音楽器楽」に決定をいたしました。

続きまして、中学校「美術」について、日本文教出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で日本文教出版株式会社の「美術」に決定をいたしました。

続きまして、中学校「保健体育」ですけれども、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「保健体育」に決定をいたしました。

続きまして、中学校「技術」ですけれども、開隆堂出版株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で開隆堂出版株式会社の「技術」に決定をいたしました。

次に、中学校「家庭」につきまして、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「家庭」に決定をいたしました。

最後になりますが、中学校「外国語（英語）」につきまして、東京書籍株式会社の教科書を継続して決定してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

全委員一致で東京書籍株式会社の「外国語（英語）」に決定をいたしました。

以上で教科用図書の採択についてを終わります。

## ◎日程第6「その他」

### ○小島委員長

続きまして、日程第6「その他」についてを議題といたしますが、議事として何かありま

すでしょうか。

#### ○柳原学校教育課主幹

前回の定例教育委員会で御報告いたしましたように、学校教育総合プラン、仮称ですけれども、こちらの第3回の学校教育総合プラン策定委員会が平成18年7月13日（木曜日）に開催されましたので、経過を報告いたします。

第3回の委員会では、プランの柱立てと具体的な行動プランの項目について検討いたしました。やり方としましては、項目等が大変多いため、事前に委員の皆様に出していただいた案の部分を、私ども事務局の方でまとめ、たたき台を作り、それをもとに委員の方々に3つのグループに分かれていただき、柱立て、項目等について検討いたしました。それぞれのグループの話し合いの結果を報告していただいたものを事務局の方でまとめました。大きな3つの柱立てとしましては、3つあって、1つ目が子どもの学力の向上に努めます。2つ目が、課題に迅速に対応する学校づくりに努めます。3つ目が、教員の指導力向上に努めます。ということになりました。1の「子どもの学力向上に努めます」には、個に応じた指導の充実、コミュニケーション能力の育成、基本的な生活習慣の育成の項目、2の「課題に迅速に対応する学校づくりに努めます」では、多様な教育課題への対応、地域に開かれた学校づくり、学校組織の充実、3つ目の「教員の指導力向上」につきましては、教員の研修・研究の充実の項目等を決定しました。これはグループごとに分かれて決定しましたので、今この項目を整理したものを各委員さんにまとめたものとしてお送りしてございます。8月の第4回の中で、このグループごとに検討したものをそれぞれ自分のグループだけではなく、ほかの部分のグループのものを改めて検討していただいて、話し合うということです。また、これらの細かい項目のもとに、行動プランの具体的なものも検討いたしました。例えば個に応じた指導の充実ですと、「支援教育の充実」とか「基礎・基本の定着のための個に応じた指導」というようなことを検討いたしました。現在、各委員さんに資料をお送りして御検討していただいている最中ですので、8月の策定委員会の結果につきましては、次回また定例教育委員会の方で報告をいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

#### ○小島委員長

ありがとうございました。この件につきまして、何か御意見ございますでしょうか。御質問でも。

特にないですか。では、また次回の御報告をよろしく願いいたします。

ほかに議事として何かありますでしょうか。

## ○嶋教育部次長

それでは、平成18年度の市長ヒアリングの結果について報告させていただきます。例年行われております市長ヒアリングにつきましては、5月17日から5月30日までの間、市長・助役の区分で行われました。5月17日には生涯学習課の古墳整備事業について市長ヒアリングが行われました。教育委員会の事業の中で市長みずから行ったのは、この1つでございます。

5月22日には、学校教育課、生涯学習課、プラザホールのヒアリングが助役により行われました。また5月30日には両公民館のヒアリングが同じく助役により行われ、18年度のヒアリングが終了いたしました。なお、例年行われております公開市長ヒアリングにつきましては、7月12日、教育委員会の所管では文化プラザホールの事業評価が追加課題として行われました。文化プラザホールの事業の紹介や事業評価の目的や課題について、パワーポイントで説明し、市長とヒアリングが行われました。これらの結果につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。以上でございます。

## ○小島委員長

ありがとうございます。特に御質疑、御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。ほかに議事として何かありますか。

## ○森本教育部担当部長

指定管理者制度の推進等に関するプロジェクトチームの設置について御報告させていただきます。指定管理者制度の推進等に関するプロジェクトチームにつきましては、逗子市議会第2回定例会における一般質問の市長答弁を受け、効率的な行政運営の推進のため、公の施設の管理を委託する指定管理者制度の導入を初め、事務事業の民間委託について実施方法及び今後の導入スケジュール等を策定するため、市長が設置するプロジェクトチームとして逗子市プロジェクトチームの設置等に関する規程第2条第1項の規定に基づきチームリーダーに企画部長を、サブリーダーに教育部長を、さらに構成員に総務部長、市民部長、福祉部長、環境部長、環境担当部長、都市整備部長及び教育部担当部長とするプロジェクトチームが設置され、第1回目の会議が平成18年7月24日、部長会終了後開催されました。会議の冒頭、市長より、このプロジェクトチームは市長の任期中いわゆる本年11月末までに全庁的な指定管理者制度の導入を初め事務事業の民間委託についての今後の導入スケジュール及び実施方法等について検討、報告するもので、この報告を受け、市長はあくまでも現市長時点における方針として策定し、次の市長に引き継ぎ、次の市長において導入等の有無選択を含

め、改めて検討していただくものとする。また、調査研究に当たっては、まず何を指定管理者に、何を民間委託するか、また、いつまでに、例えば3年後、5年後、10年後に導入等するなどとりまとめ、その中で教育委員会においては教育委員会の手続はあるものの、図書館、公民館、逗子アリーナ等の社会教育施設における指定管理者制度の導入、また民間委託については学校給食について調査研究するよう話がありました。限られた期間に報告書を出すよう求められている中で、調査結果等につきましては今後とも教育委員会及び社会教育委員会へお話をさせていただきたいと思っております。以上、雑駁ではありますが、とりあえず指定管理者制度の導入等に関するプロジェクトチームの設置について御報告させていただきました。

**○小島委員長**

ありがとうございます。特に御意見、ありますか。

**○五十嵐委員**

2点質問させてください。1点は、プロジェクトチームは今、逗子にいくつありますか。それともう一点は、給食の民間委託については、このプロジェクトチームの中でやるやらないを検討されるのですか。その2点だけ質問いたします。

**○森本教育部担当部長**

プロジェクトチームの数については、今すぐにはわからないので、後ほど回答いたします。それから給食の方につきましては、現在給食調理員は採用されておりますので、その退職をした後に補充をしないような形で推進していくということで話はそのときにはされておりました。実際にはその検討については教育委員会でするように伺っております。

**○村松委員**

今の話で、基本的に学校給食を要するにきちっとした栄養士を導入して学校自体でつくるのか、あるいは外に民間委託するのか。人がいなくなったから自動的にそれを補充、どういう形で補充していくのか。要するに正式な調理師あるいは栄養士じゃなくて、パートとかアルバイトとかいう形で補充しようとしているのか。そうじゃなくて、基本的に民間に委託しようとしているのか。その辺はまだはっきりはしてないんですか。

**○村上教育長**

この学校給食の民間委託化につきまして、以前も課題として上がっていました。しかし昨今、民間委託して必ずしも安いとかいうことでもないデータは上がってきています。以前からの懸案ではあるけれども、調査研究についてはこれからだというふうに考えています。今

お答えできることというのは、やってない段階では答えられない。そういうことです。ですので、委託の仕方も昨今、非常にさまざまな形態がありますので、その辺のところもやはり我々検討する際に重視しなければいけないだろうというふうに考えております。

#### ○村松委員

いずれにしても、逗子市として要するに子供たちの食育、食についてはきちんと責任持ってやっていくんだということの考え方がはっきりしていれば、やはり栄養士、あるいは給食の方々を、きちっと雇ってやらないと責任持てませんよね。そうじゃなくて、外へなるべく社員というか、市役所の公務員を減らすために民間委託するんだということで行くのか、これはかなり大きな逗子の考え方だと思うんですよ。だから、そういうのをプロジェクトで検討して、はい、民間委託の方が安上がりだから民間委託しましょうとかいう考え方では困るんですね。だから、これは本当に基本的な食育をどうしていくんだ。逗子としてどう考えていくんだということをしっかりやっぱり理念を持ってやっていくべきであろうというふうに思います。

#### ○村上教育長

ありがとうございます。私どもも経済効果という観点からじゃなくて、やはり今、子供たちの食をめぐる安全とともに、食そのものが人間の健全な体の育成ということを考えますと、やはり大変重要な課題があるような気がしますし、私どもの食と、教育に対する教員の配置ということは、どの子供の食生活について深刻な状況が起きていますので、大変な貴重な御意見だと思います。真摯に受けたいと考えております。

#### ○小島委員長

ほかにありますでしょうか。今の件、よろしいですか。

では、ほかに議事として何かありますか。

特にないですか。では、ないようですので、その他について終わりにいたします。

最後に次回の定例会ですけれども、次回は8月24日、木曜日、午後1時半からを予定しております。

これをもって教育委員会7月定例会を終了いたします。ありがとうございました。